

こちらからフォームに入力

ご意見・ご質問等の内容：

2月4日16日の遊漁船安全装置義務化のオンライン説明会についてお聞きします。今回はマイク・カメラは使用できますか？昨年の6月のようにチャット質問となりますか？施行日未定状態と聞いておりますがスケジュールを発表されたのはなぜですか？

国交省からの回答

藤原様

<注>このメールアドレスは送信専用です。返信をいただいても対応できませんのでご了承ください。

国土交通ホットラインステーションをご利用いただき、ありがとうございます。

お問い合わせいただいた件（2601281099037）につきまして、海事局からの回答をお送りいたします。

【回答】

本オンライン説明会では、昨年6月に実施したオンライン説明会と同様、マイク・カメラはOFFでご参加いただく予定です。

チャットでご質問いただけますと、質問を読み上げた上で、回答させていただきます。なお、回答順については、多くの方からのご質問に対応するため、特定の質問者に偏りが出ないように考えています。

また、今後、遊漁船の安全設備義務化に関する関係規則について、パブリックコメント等の手続きを経た上で改正する予定です。

多くの規則改正では、パブリックコメント実施時に施行日案等を示すのが通常ですが、事業者の皆様にご丁寧に説明するため、パブリックコメントの実施前に適用日案をお示ししました。

回答は以上となります。

今後とも、国土交通行政にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

国土交通ホットラインステーション

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-4150(直通)